

京都奏和高校 入学者選抜の個人面接における配慮について

本校の入学者選抜における配慮について、「学力検査」では、令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項（3ページ「4 出願の要領（3）イ」）に定められているとおり、障害などにより受検上配慮が必要な志願者に対して、他校と同様の配慮を行います。

さらに、「個人面接」においては、障害だけでなく、場面緘默など特定の場面や状況では話せなくなる志願者に対して、本校独自の配慮を行います。

個人面接における配慮を希望する志願者については、以下の通り、中学校を通じて申請してください。

なお、配慮の可否については、審査の上、中学校を通じて連絡いたします。

1 対象者

障害だけでなく、場面緘默など特定の場面や状況では話せなくなる志願者
※ 医師の診断書等は必ずしも必要はありませんが、学校生活や日常生活
に支障があり、何らかの配慮が必要な状況を具体的に記入してください。

2 個人面接における配慮の具体例

- ・パソコンやタブレット、スマートフォンを活用した文章入力
- ・ホワイトボードやノートを活用した筆談 など

※ 機器等は京都奏和高校で準備いたします。機器等の持込は認めません。
※ 配慮の内容により、時間延長を認める場合があります。

3 申請方法

中学校長を通じ、京都奏和高校にあらかじめ連絡・調整の上、令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に記載されている「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H）を、願書受付日までのできるだけ早い時期に京都奏和高校へ提出してください。

4 決定通知

教育委員会と協議の上、配慮の可否及び配慮の内容を令和8年度京都府公立高等学校入学者選抜要項に記載されている「学力検査等受検上の特例措置決定通知書」（様式J）により学力検査等実施期日までに当該中学校に連絡いたします。